

令和 7 年度（2025 年度）創業者販路拡大支援補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、八王子市内における創業者を増やし経営力を強化することで地域経済の活性化及び市内産業の振興を図るため、販路拡大に取り組む創業者に対して交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）創業者 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 31 項に規定する者をいう。
- （２）小規模企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。
- （３）従業員 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条に規定する「解雇の予告を必要とする者」）をいう。

（補助対象者）

第 3 条 この補助金は、次の（１）～（13）に掲げるすべてに該当する者に対して交付するものとする。

- （１）本要綱第 2 条第 1 項に規定する創業者であって、産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業による本市の支援を受けたことの証明書の発行を受けていること
- （２）八王子市内に本社又は主たる事業所を設置予定、または既に有する本要綱第 2 条第 2 項に規定する小規模企業であること。なお、個人事業者の場合は、八王子市内に主たる事業所を設置予定又は既に有し、且つ八王子市に住民登録があること。
- （３）市税等の滞納がないこと
- （４）申請者が代表取締役を務める企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有していないこと
- （５）申請者が代表取締役を務める企業発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有していないこと
- （６）大企業の役員又は職員を兼ねている者が申請者が代表取締役を務める企業の役員総数の 2 分の 1 以上を占めていないこと
- （７）申請者が代表取締役を務める企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額を（４）、（５）又は（６）に該当する小規模企業が所有していないこと
- （８）（４）、（５）又は（６）に該当する小規模企業の役員又は職員を兼ねている者が申

請者が代表取締役を務める企業の役員総数の全てを占めていないこと

- (9) 同一の事由で交付される国、都、市、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと
- (12) 公序良俗に反する事業等、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業を営む事業者ではないこと

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自社の新たな販売先の獲得を目的とした取り組みであるもの
- (2) 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以降に事業の手続きを開始したもの。ただし、令和 8 年（2026 年）2 月末までに事業が完了するものに限る。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表 1 に定めるとおりとし、かつ、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 証拠書類等によって支払金額が確認できること

2 消費税及び地方消費税等の租税公課は、補助対象経費には含まないものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表 1 のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内でこの補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、別表 2 に掲げる令和 7 年度（2025 年度）創業者販路拡大支援補助金交付申請書（第 1 号様式）及び添付書類を申請期間内に市長に申請しなければならない。

2 この補助金の交付申請は、1 事業者につき 1 回限りとする。

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付する決定をしたときは、令和 7 年度（2025 年度）創業者販路拡大支援補助金交付

決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が事業計画を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき（事業の中止を含む。）は、令和7年度（2025年度）創業者販路拡大支援補助金変更等申請書（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、令和7年度（2025年度）創業者販路拡大支援補助金変更等承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者が補助事業を完了したときは、30日以内に、別表3に掲げる実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、令和8年（2026年）2月28日を超えないものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容等を審査し、当該事業が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、令和7年度（2025年度）創業者販路拡大支援補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の際に、必要に応じて実態調査を行うことができる。

- 3 補助事業者は、市長が前項に規定する実態調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条の規定による審査又は実態調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第11条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「30日以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による通知を受領後、令和7年度（2025年度）創

業者販路拡大支援補助金交付請求書（第 7 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領後、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

（交付決定の取消）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - （4）前 3 号に掲げたもののほか、この要綱又は他の法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合又は第 12 条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助事業者の責務）

第 17 条 補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用してはならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5 年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業の完了後、市が企業化調査を実施する場合は、これに協力しなければならない。

（補助金の終期）

第 18 条 本補助金の終期は令和 8 年（2025 年）3 月 31 日とする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）5 月 2 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
ウェブサイト 関連費	- 商品販売のためのウェブサイト作成や更新 - インターネットを介したDMの発送 - インターネット広告 - バナー広告の実施 - 効果や作業内容が明確なウェブサイトの SEO 対策 - 商品販売のための動画作成システム開発、構築に係る経費（インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務効率化のためのソフトウェアなど） - SNSに係る経費	3 / 4 (千円未満切り捨て)	10 万円
広報費	- チラシ・カタログの外注や発送 - 新聞・雑誌等への商品・サービスの広告 - 看板作成・設置 - 試供品（販売用商品と明確に異なるものである場合のみ） - 販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ） - 郵送による DM の発送		

別表 2

申請書様式	添付書類
令和 7 年度(2025 年度) 創業者 販路拡大支援補助金交付申請書 (第 1 号様式)	- 見積書等 - 登記事項証明書(法人の場合) - 住民票の写し、開業届の控え及び本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)のコピー(個人事業者の場合) - 会社概要 - 従業員の数が確認できる書類 - その他市長が必要と認める書類 ※交付申請時点で未創業の方は実績報告時に登記事項証明書(法人の場合)または開業届の控え(個人事業者の場合)を提出すること

別表 3

申請書様式	添付書類
令和 7 年度(2025 年度) 創業者販路拡大支援補助金 実績報告書 (第 5 号様式)	・ 補助対象経費の支出を証明する書類 ・ 事業実施の成果が確認できる書類 ・ その他市長が必要と認める書類